

医療安全管理のための指針

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

当院では、すべての患者（利用者）様に安全で質の高い医療を提供するため、以下の基本方針に基づき医療安全の推進を図ります。

- 医療における基本の徹底と質の向上を図る。
- 医療が人の手によって支えられている限り、事故やエラーが起こり得ることを前提に立ち、それらを起こさないための環境・システムを病院全体で構築する。
- 医療事故の分析に関しては「誰が」ではなく「何が」「何故」に視点をおき環境・システムの改善を図る体制を構築する。
- 医療に携わるスタッフ一人一人の医療安全に対する意識改革を図る。

2. 医療安全管理体制の整備

1. 医療安全管理部門

- ①医療安全に関する要点整理と対策の立案
- ②事例事故の報告および評価分析
- ③医療事故の報告
- ④院内事故事例集の作成と共有

2. 医療安全委員会

- ①各部署のインシデント・アクシデントの毎月の集計と内容の報告
- ②医療安全事案発生時の対応管理および再発防止のための対策と立案・推進
- ③当院の医療安全に関する基準・マニュアルの見直しを検討
- ④意見箱（みなさまの声）の報告と対応

3. 医療安全部門管理

- ①院内のインシデント・医療事故の未然防止および再発防止の役割
- ②医療現場におけるリスク情報（インシデント・アクシデント）についての情報収集
- ③情報収集したインシデント・アクシデントを基に院内事故対策マニュアルの作成および改定を各部署へ促し職員への周知徹底を図る

4. 看護部の医療安全対策委員会

- ①委員会は看護部各部署のインシデント・医療事故の未然防止・再発防止の役割
- ②看護部各部署におけるインシデント・アクシデントの情報交換し必要であれば既存の事故対策マニュアルの見直し改定を行う

3. 医療事故発生時の具体的な対応

- 1.医療事故が発生した際は、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行う
- 2.医療事故の報告
- 3.患者・家族への説明
- 4.事故調査と医療機関としての統一見解
- 5.警察署への届け出
- 6.保健所・関係行政機関への報告
- 7.重大事故の公表
- 8.患者・家族等のプライバシーの尊重

4. インシデント（ヒヤリハット事例）の把握と対応

- 1.インシデント報告は各部署で行なう
- 2.インシデントを経験した職員は、発生から2日以内に報告をする
- 3.報告を行った職員に対して不利益な処分を一切行わない
- 4.報告内容は、医療安全委員が把握して毎月検討を行う
 - ①報告に基づく事例の原因分析
 - ②インシデント事例をなくすための対策と教育
- 5.医療安全委員会は、インシデント事例をなくすための対策について、必要に応じ職員に周知する

5. 患者・家族からの相談対応に関する基本方針

患者・ご家族様から寄せられるご意見・苦情・相談に対しては、当院と患者・ご家族様との良好な信頼関係を築くため、迅速に対応し患者サービスの向上を図る事と、安全な医療サービスの実践に努めます（病院1階 地域連携室にて受付いたします）。

6. その他 医療安全推進に必要な基本方針

- 1.医療事故の減少を目指し、「医療安全対策マニュアル」の徹底と見直し・改定を行い、患者様を中心とした安全な医療サービスの実践に努めます。
- 2.医療安全確保のため、業務の標準化・統一化に取り組み、医療の安全の改善と推進を図る。
- 3.職員に対して定期的な研修を行い、リスク感度と対応能力の向上を図る。